

合同会社と有限責任中間法人の機関決定・意思決定について

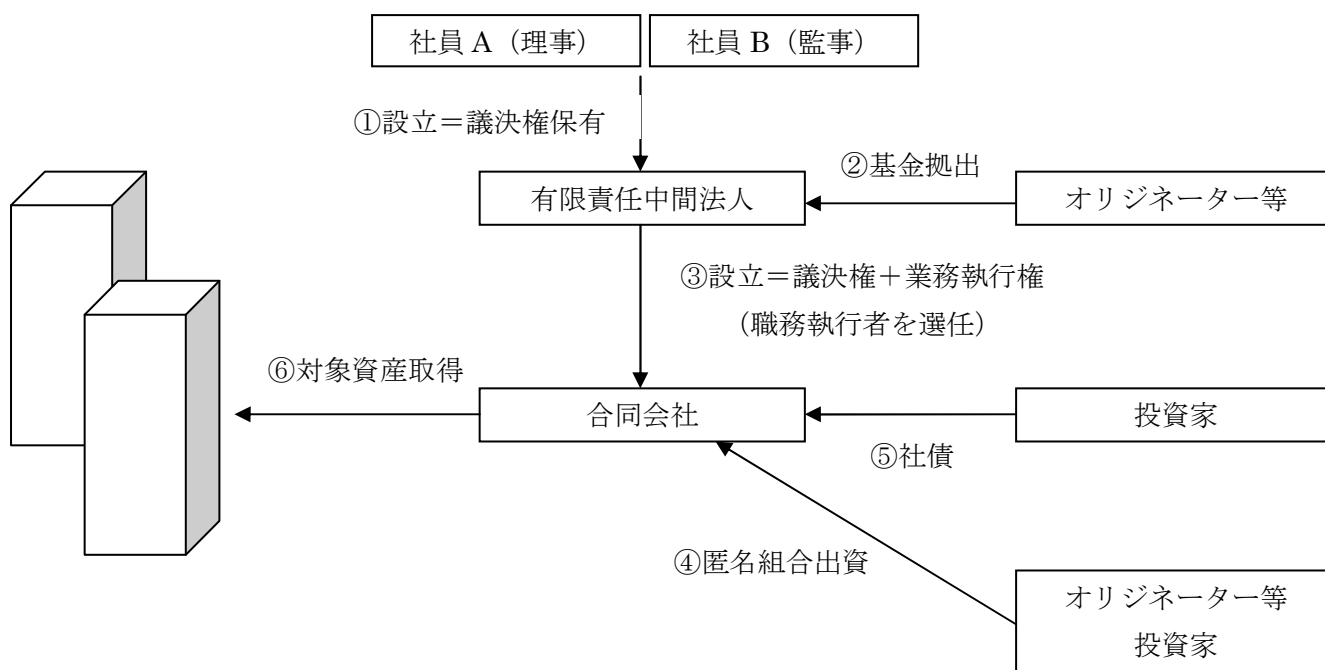
2008年5月29日

ジャパンアセットトラスト(株) 庄司

1. 合同会社と有限責任中間法人の各機関の比較

	合同会社	有限責任中間法人
社員	出資者＝社員 SPC の場合、有限責任中間法人が出資し、唯一の社員となる。	基金拠出者≠社員 社員が基金拠出者となる必要はなく、また、基金拠出者が当然に社員となるわけではない。 SPC の場合、オリジネーター等が基金拠出し、オリジネーター等から独立した公認会計士等が社員（理事・監事）となる。
	SPC の場合、必須ではないが、定款で社員の資格を、倒産手続開始を申し立てない旨の誓約書を提出することができる者に限定することが考えられる。	<p><基金拠出者> 基金拠出者は1人以上 SPC の場合、SPC の倒産隔離のため、定款に、基金拠出者について、倒産手続開始の申立権を有しない旨の規定、基金返還債権の譲渡質入禁止規定を設ける必要がある。</p> <p><社員> 社員は2人以上(社員が一人となることは解散事由とされる。中 81 条 1 項 4 号) SPC の場合、SPC の倒産隔離のため、定款で社員の資格を、倒産手続開始を申し立てない旨の誓約書を提出することができる者に限定する必要がある。</p>
社員総会 <業務の決定>	社員総会という法定の機関はない。 原則、社員の過半数をもって業務を決定する(会 590 条 2 項)。 SPC の場合、社員たる有限責任中間法人が適宜業務を決定する。	法定事項、定款記載事項についての意思決定機関(中 28 条) 毎事業年度終了後一定の時期に定時社員総会を開催する必要がある(中 29 条 3 項)。 社員のみが議決権を有する(中 33 条)。 決議事項： ①計算書類の承認(中 59 条 3 項) ②理事・監事の選任(中 40 条、52 条 1 項) ※最初の理事・監事は、原始定款に定める(中 13 条 1 項)。
業務執行社員・職務執行者／理事 <業務の執行・代表>	<業務執行社員> 原則、各社員が業務を執行する(会 590 条 1 項)。また、原則、業務を執行する社員が会社	理事は1人以上(中 39 条) 法人は理事になれない(中 40 条の 2 第 1 号) 任期 2 年(最初の任期は 1 年)(中 41 条 1

	を代表する（会 599 条 1 項本文）。 SPC の場合、社員たる有限責任中間法人が業務を執行し、会社を代表する。	項) 業務執行権（中 44 条 1 項）、代表権（中 45 条 1 項）を有する。
	<職務執行者> 業務執行社員が法人である場合に、当該社員のために職務を執行すべき者（個人）を選任する必要がある（会 598 条 1 項）。 SPC の場合、有限責任中間法人の社員・理事である公認会計士等が選任される。	SPC の場合、社員たる公認会計士等が選任される。
監事 <業務の監査>	会計監査人や監査役の設置は不要（会 328 条 2 項、327 条 3 項参照）	監事は 1 人以上（中 51 条） 法人は監事になれない（中 58 条、40 条の 2） 任期 4 年（最初の任期は 1 年）（中 53 条 1 項） 業務の監査（中 55 条 1 項）、計算書類の監査（中 60 条 1 項）を行う。 SPC の場合、社員たる公認会計士等が選任される。
資本金／基金拠出額	制限なし	最低 300 万円（中 12 条）



2. 合同会社の設立の流れ

合同会社の設立は、①定款の作成、②出資に係る金銭の払込み、③登記という手順を経て行われる。

(1) 定款の作成

合同社員の社員になろうとする者（SPC の場合、有限責任中間法人）が、定款を作成し、署名または記名押印する（会社法 575 条 1 項）。

合同会社の機関のうち、社員の氏名または名称及び住所は、定款の絶対的記載事項である（会 576 条 1 項 4 号）。また、業務執行社員の定め、代表社員の定めは、定款の相対的記載事項となっている（会 590 条 1 項、599 条 3 項）。

(2) 出資に係る金銭の払込み

合同会社については、株式会社と同様に最低資本金制度はない。SPC の場合、出資の価額は 10 万円程度とするのが一般的である。

合同会社の社員となろうとする者は、その出資に係る金銭の全額を払い込む必要がある（会 578 条）。

(3) 登記

合同会社は、その本店の所在地において設立の登記をすることによって成立する（会 579 条）。

合同会社の機関のうち、業務執行社員の氏名または名称、代表社員の氏名または名称及び住所、職務執行者の氏名及び住所は、登記事項である（会 914 条 6 号～8 号）。

3. 有限責任中間法人の設立の流れ

中間法人とは、社員に共通する利益を図ることを目的とし、かつ、剰余金を社員に分配することを目的としない社団であって、中間法人法によって設立されたものをいう。

有限責任中間法人の設立は、①定款の作成、②定款の認証、③基金の募集・払込、④設立手続の調査、⑤登記という手順を経て行われる。

(1) 定款の作成

有限責任中間法人の社員となろうとする者（SPC の場合、オリジネーター等から独立した公認会計士等）が、定款を作成し、署名又は記名押印する（中間法人法 10 条 1 項）。

有限責任中間法人の機関のうち、設立時社員の氏名または名称及び住所は、定款の絶対的記載事項である（中 10 条 3 項 2 号）。また、最初の理事及び監事は、定款の相対的記載事項とされている（中 13 条 1 項）。

なお、法人設立後に社員の入退社・住所の変更等が生じた場合には、社員名簿によって管理されるので（中 27 条）、定款の変更は要しない。

(2) 定款の認証

有限責任中間法人の原始定款は、公証人の認証を受けることが必要である（中 10 条 4 項、会 30 条）。

(3) 基金の募集・払込み

基金とは、会社の資本金に相当するものである。最低基金総額は 300 万円である（中 12 条）。

理事は、基金の総額を募集し（中 14 条 1 項）、拠出の申込みをした者について拠出すべき基金の額を割り当て（中

15条)、遅滞なく、割当てを受けた者に当該割当額の払込みをさせなければならない(中16条1項)。

発起設立が認められている株式会社と異なり、有限責任中間法人の設立においては、基金の募集・割当て・払込みの手続きを踏まなければならない。

(4)設立手続の調査

理事及び監事は、基金の総額について拠出者が確定していること、基金拠出の履行が完了していることなどを調査しなければならない(中18条1項)。

(5)登記

中間法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する(中6条)。

有限責任中間法人の機関のうち、理事及び監事の氏名及び住所は、登記事項である(中7条2項5号)。

(参考文献)

- ・藤瀬裕司「新しい流動化・証券化ヴィークルの基礎と実務」(BMJ)
- ・法務省民事局発行 中間法人制度パンフレット 他法務省ホームページ

以上